

● 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告(第二次)

(令和元年6月総合科学技術・イノベーション会議(内閣府))

- 近年のゲノム編集技術の急速な発展を受け、ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等を人又は動物の胎内に移植することに対して、「法的規制のあり方も含めた適切な制度的枠組みの検討」を関係省庁に求める報告。

● ヒトゲノム編集胚等の臨床利用に関するこれまでの主な御議論

(厚労省「ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の臨床利用のあり方に関する専門委員会」等)

- ・「議論の整理」(令和2年1月7日厚生科学審議会科学技術部会ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の臨床利用のあり方に関する専門委員会)
 - 規制対象技術・規制の実効性の担保や将来的な臨床利用が容認される可能性についてとりまとめをいただいたもの
- ・臨床利用のあり方に関する専門委員会等4専門委員会における御議論(令和6年9月～11月)
 - 技術の対象範囲、運用など個々の具体的な内容について御議論をいただいた。

● これまでの各専門委員会等でいただいた個々の御指摘に対する対応の具体的な方向性について、更に御確認をいただきたい。

あわせて、今後、具体化を図る上で注意・勘案するべき点について幅広に御知見を賜りたい。

● 前回の「議論の整理」や4専門委員会の御議論から時間が経過していること等から、具体的な法的規制のあり方を盛り込んだ「議論の整理」の内容に修正がないことを御確認いただきたい。